

ID: 1

担当部署: 総務課

処分の概要	特別待遇の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町表彰条例 第10条		
例 規 番 号	昭和43年条例第9号		
【基準】 第10条の規定による。 (特別待遇の取消) 第10条 功労者が次の各号の一に該当した時は第8条の待遇を廃止する。 (1) 職務に基因する犯罪により刑に処せられた者 (2) 禁固以上の刑に処せられた者			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3

担当部署: 総務課

処分の概要	許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町役場庁内取締規則 第5条の2		
例 規 番 号	昭和45年規則第4号		
【基準】 第5条の2の規定による。 （許可の取り消し等） 第5条の2 町は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を受けた者に対し、許可を取消し、又は停止し、若しくは条件を変更することができる。この場合において当該許可を受けた者に生ずる損害については、町はその責を負わない。 (1) 前条の規定に基づく許可の申請事項に虚偽の記載があったとき。 (2) この規則に違反し、又はこれに基づく指示に従わないとき。 <その他の運用基準> 井手町の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン（平成30年9月1日付30井同第102号、いづみ人権交流センター所長通知）による。 （井手町の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン） 次のいずれかに該当する場合は不承認又は不許可とし、若しくは承認又は許可を取り消しすることができるものとする。 (1) 当該申請に係る行為が、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。 (2) 当該申請に係る行為が、施設の管理・運営上支障があると認められるとき。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 4

担当部署: 総務課

処分の概要	退去命令等		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町役場庁内取締規則 第6条		
例 規 番 号	昭和45年規則第4号		
【基準】 第6条の規定による。 (庁舎等に入ることの制限又は禁止) 第6条 町は、次の各号の一に該当する者に対しては、庁舎等に入することを制限し、若しくは禁止し、又は必要に応じて退去を命ずることがある。 (1) 旗、のぼり、宣伝板等を庁舎に持ち込む者 (2) 正当な理由がなくて、きょう器又は人の身体若しくは庁舎等に危害をおよぼすおそれがある物品を所持する者 (3) 粗野若しくは乱暴な言動で他人に迷惑をおよぼし、又は庁舎等の施設若しくは設備を破損するおそれがある者 (4) 面会を強要する者 (5) 退庁時刻を過ぎて、なお、庁舎等に長居している者 (6) この規則若しくはこの規則に基く命令又は関係職員の指示に従わない者 2 緊急の必要がある場合には、総務課長は、専決により前項の命令をすることができる。 <その他の運用基準> 井手町の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン(平成30年9月1日付30井同第102号、いづみ人権交流センター所長通知)による。 (井手町の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン) 次のいずれかに該当する場合は不承認又は不許可とし、若しくは承認又は許可を取り消しすることができるものとする。 (1) 当該申請に係る行為が、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。 (2) 当該申請に係る行為が、施設の管理・運営上支障があると認められるとき。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 10

担当部署: 総務課

処分の概要	手数料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町行政不服審査法施行条例 第12条		
例 規 番 号	平成28年条例第1号		
【基準】 第12条の規定による。 (手数料) 第12条 法第38条第1項(法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法律の規定において準用する場合を含む。)又は法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付に係る手数料(地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により徴収する手数料をいう。)(以下「手数料」という。)の額は、別表のとおりとする。 2 手数料は、交付の際に徴収する。 3 既に納付された手数料は、還付しない。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 11

担当部署: 総務課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町暴力団排除条例 第19条第3項		
例 規 番 号	平成25年条例第5号		
【基準】 第19条第3項の規定による。 （罰則） 第19条 第10条第5項の誓約書に虚偽の記載をして提出した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 2 第11条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたものは、20万円以下の罰金に処する。 3 第10条第5項又は第6項の規定に違反した元請契約者、下請契約者及び物品納入等契約者等は、5万円以下の過料に処する。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 12

担当部署: 総務課

処分の概要	指定の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例 第9条第1項		
例 規 番 号	平成18年条例第16号		
【基準】 第9条第1項の規定による。 (指定の取消し等) 第9条 町長等は、指定管理者が第7条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、町長等はその賠償の責めを負わない。 3 第5条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理業務の停止について準用する。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 13

担当部署: 総務課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町行政財産使用料条例 第2条		
例 規 番 号	平成24年条例第16号		
【基準】 第2条の規定による。 (使用料) 第2条 行政財産の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に掲げる額の使用料を納付しなければならない。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 16

担当部署: 総務課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町行政財産使用料条例 第6条		
例 規 番 号	平成24年条例第16号		
【基準】 第6条の規定による。 (過料) 第6条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 17

担当部署: 総務課

処分の概要	手数料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	井手町手数料徴収条例 第4条第1項
例 規 番 号	平成12年条例第8号
【基準】 第2条及び第4条の規定による。 (種類及び金額) 第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。 (1) 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付手数料 1通につき 450円 (2) 戸籍の謄本又は戸籍証明書の広域交付手数料 1通につき 450円 (3) 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付手数料 1通につき 750円 (4) 除かれた戸籍の謄本又は除籍証明書の広域交付手数料 1通につき 750円 (5) 戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料 1件につき 350円 (6) 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料 1件につき 450円 (7) 戸籍に関する届出又は申請の受理の証明書の交付手数料 1通につき 350円 (8) 戸籍に関する届書又は受理した書類の記載事項の証明書交付手数料 1通につき 350円 (9) 届書等情報の内容の証明書の交付手数料 1通につき 350円 (10) 上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理の証明書の交付手数料 1通につき 1,400円 (11) 戸籍に関する届出書又は受理した書類の閲覧手数料 1件につき 350円 (12) 届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料 1件につき 350円 (13) 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料(同時に戸籍電子証明書に記載された事項と同一の事項が記載された戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合を除く) 1件につき 400円 (14) 除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料(同時に除籍電子証明書に記載された事項と同一の事項が記載された除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合を除く) 1件につき 700円 (15) 住民票の写しの交付手数料 1件につき 300円 (16) 住民票の写しの広域交付手数料 1件につき 300円 (17) 住民基本台帳の閲覧手数料 1人につき 300円 (18) 戸籍附票の写しの交付手数料 1戸籍につき 300円 (19) 印鑑登録証の交付手数料 1件につき 300円 (20) 印鑑登録証明書の交付手数料 1件につき 300円 (21) その他の証明書の交付手数料 1件につき 300円 (22) 公簿、公文書、図書の閲覧又は照会手数料 1件につき 300円 (23) 公簿、公文書の謄本、抄本又は図面の謄写の交付手数料 1件につき 300円 (24) 住宅用家屋証明申請手数料 1件につき 1,200円 (25) 臨時運行許可申請手数料 1両につき 750円 (26) 租税その他公課に関する証明手数料 1件につき 300円 (27) 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項の規定に基づく犬の登録手数料 1	

- 頭につき 3,000円
- (28) 狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付手数料 1頭につき 550円
- (29) 狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号)第1条の2の規定に基づく犬の鑑札の再交付手数料 1,600円
- (30) 狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付手数料 340円
- (31) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第19条の規定に基づく鳥獣飼養登録票の交付又はその更新若しくは再交付手数料 1件につき 3,400円
- (32) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第10号ハ若しくは第62条の3第4項第10号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定に係る優良宅地造成認定申請手数料
造成宅地の面積が0.1ヘクタール未満のとき 1件につき 86,000円
- (33) 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第6号又は第31条の2第2項第11号ニ若しくは第62条の3第4項第11号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定に係る優良住宅新築認定申請手数料
ア 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のとき 1件につき 6,200円
イ 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のとき 1件につき 8,600円
ウ 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき 1件につき 13,000円
エ 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき 1件につき 35,000円
オ 新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のとき 1件につき 43,000円
カ 新築住宅の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるとき 1件につき 58,000円
- (34) 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第20条の2第6項に規定する要件に該当する事業であることについての認定に係る特定の民間再開発事業認定申請手数料 1件につき 31,000円
- (35) 租税特別措置法施行令第25条の4第2項に規定する要件に該当する事業であることについての認定に係る特定民間再開発事業認定申請手数料 1件につき 32,000円
- (36) 租税特別措置法施行令第25条の4第16項又は第39条の7第13項に規定する事情があることについての認定に係る地区外転出事情認定申請手数料 1件につき 24,000円
- (37) 屋外広告物許可手数料
ア 屋上広告物、アーチ広告物及び広告塔の類
1基又は1個につき
広さ5平方メートルまで 1,500円
広さ5平方メートルを超える部分につき5平方メートルまでごとに 750円
イ 軒下広告物、建植広告物、へい垣広告物その他の広告物の類
1枚、1基又は1個につき
広さ5平方メートルまで 1,000円
広さ5平方メートルを超える部分につき5平方メートルまでごとに 500円

ウ 気球広告物 1個につき 750円 エ 横断幕及び幕広告 1張につき 250円 オ 電柱広告物、街灯柱広告物 1個につき 250円 カ 立看板、はり札、導標識、スタンドその他これらに類するもの 1個につき 250円 キ はり紙 100枚までごとに 300円 2 数件を一括して申請するときは、その種類の異なるごとに各別に手数料を徴収する。 3 土地は1地目、建物は1棟をもって1件とする。 4 閲覧及び照合は1種類1回をもって1件とする。 5 同一種類に属する証明は1枚をもって1件とする。 6 納税証明は1年度をもって1件とする。 (徴収) 第4条 手数料は閲覧、照合、証明及び謄本又は抄本その他交付又は申請のときにこれを徴収する。 2 既納の手数料は、還付しない。					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="209 1487 432 1536">設 定 年 月 日</td> <td data-bbox="432 1487 828 1536">令和 3 年 3 月 31 日</td> <td data-bbox="828 1487 1046 1536">最 終 変 更 年 月 日</td> <td data-bbox="1046 1487 1458 1536">令和 6 年 4 月 1 日</td> </tr> </table>	設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日	
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日		

ID: 19

担当部署: 総務課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町手数料徴収条例 第8条		
例 規 番 号	平成12年条例第8号		
【基準】 第8条の規定による。 (過料) 第8条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 23

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	図書館資料の利用の停止		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町図書館管理運営規則 第13条第1項		
例 規 番 号	平成6年教育委員会規則第7号		
【基準】 第13条第1項の規定による。 (貸出の制限) 第13条 館長は、図書館資料を貸出期間内に返却しなかった者に対し、一定期間図書館資料の利用を停止することができる。 2 図書館資料を貸出期間を越えて引き続き利用しようとする者は、館長の承認を受けなければならない。ただし、継続利用は返却期間から14日を限度とする。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 27

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	利用の制限		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町図書館管理運営規則 第8条		
例 規 番 号	平成6年教育委員会規則第7号		
【基準】 第8条の規定による。 (利用の制限) 第8条 この規則または館長の指示に従わない者に対して、館長は図書館資料および施設の利用を禁止することができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 28

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町立山吹ふれあいセンター設置及び管理に関する条例 第11条		
例 規 番 号	平成6年条例第7号		
【基準】 第11条及び井手町暴力団排除条例第9条の規定による。 (使用許可の取り消し等) 第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者に対し、使用許可を取り消し、又は停止し、若しくは条件を変更することができる。この場合において、当該使用者に生ずる損害については、町はその責を負わない。 (1) 第8条の規定に基づく使用許可の申請事項に虚偽の記載があったとき。 (2) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又はこれらに基づく指示に従わないとき。 (3) その他施設の管理運営上支障があると認められるとき。 (町が設置した公の施設の使用の不承認等) 第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。 <その他の運用基準> 井手町の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン(平成30年9月1日付30井同第102号、いづみ人権交流センター所長通知)による。 (井手町の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン) 次のいずれかに該当する場合は不承認又は不許可とし、若しくは承認又は許可を取り消しすることができるものとする。 (1) 当該申請に係る行為が、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。 (2) 当該申請に係る行為が、施設の管理・運営上支障があると認められるとき。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 29

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町立山吹ふれあいセンター設置及び管理に関する条例 第12条		
例 規 番 号	平成6年条例第7号		
【基準】 第12条の規定による。 (使用料) 第12条 施設の使用料は、別表のとおりとする。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 34

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	貸付け許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町教育委員会視聴覚教具等貸付規則 第7条第2項		
例 規 番 号	昭和58年教育委員会規則第2号		
【基準】 第7条の規定による。 (教具の管理等) 第7条 教具の貸付けを受けた社会教育団体等(以下「借受人」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 借受けた教具を転貸しないこと。 (2) 借受けた教具を善良な注意をもって管理すること。 (3) 借受けた教具を使用目的外に使用しないこと。 (4) 借受けた教具は、原則として本町以外の場所において使用しないこと。但し、教育長が特に認めた場合はこの限りでない。 2 教育長は、借受人がこの規則の規定に違反したと認めるときは、当該教具の貸付けの許可を取り消し、その返還を求め、または以後の貸付けを禁止することができる。 3 借受人は前項の規定により教育長から貸付けの許可を取り消されたときは、直ちに教育長が指定する場所に借受けた教具を返納しなければならない。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 36

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	利用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例 第7条		
例 規 番 号	平成14年条例第25号		
【基準】 第7条の規定による。 (利用料) 第7条 保護者は、育成事業の実施に必要な経費の一部として、別表に定める利用料及び児童に対する間食その他特別な事業に必要な経費を負担するものとする。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 38

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	退去命令		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町立住民グラウンド設置及び管理に関する条例 第10条第2項		
例 規 番 号	昭和55年条例第4号		
【基準】 第10条の規定による。 (遵守義務) 第10条 グラウンド使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、使用者が許可を受けた目的の範囲内において行う行為はこの限りでない。 (1) グラウンドの施設等をき損又は汚損しないこと。 (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。 (3) 他人に危害又は迷惑を及ぼす物を携帯しないこと。 (4) 物品の陳列、販売、広告の表示や配布等をしないこと。 (5) 火気又は危険物を取り扱わないこと。 (6) 立入禁止区域に立入ったり指定された場所以外へ車両を乗り入れたり駐車しないこと。 (7) 前各号のほか教育委員会が指示する事項 2 教育委員会は、グラウンドの使用者が前項の規定に違反した場合、その行為をやめさせることを指示しこれにしたがわないときは、グラウンドから退去を命ずることができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 40

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町立住民グラウンド設置及び管理に関する条例 第6条		
例 規 番 号	昭和55年条例第4号		
【基準】 第6条及び井手町暴力団排除条例第9条の規定による。 (使用許可の取消) 第6条 教育委員会は、第4条の規定による許可を受けた使用者が次の各号の一に該当する場合は、グラウンドの使用を取り消し又は使用の停止を命ずることができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。 (3) 許可を受けた目的以外に使用することが明らかとなったとき。 (4) グラウンドの管理上、教育委員会が必要と認めて指示する事項に従わないとき。 (5) 不正な行為によりグラウンドの使用の許可を受けたことが明らかになったとき。 (6) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要と認めるとき。 (町が設置した公の施設の使用の不承認等) 第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 42

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の徴収								
例 規 名 根 拠 条 項	井手町立住民グラウンド設置及び管理に関する条例 第7条第1項								
例 規 番 号	昭和55年条例第4号								
【基準】 第7条第1項の規定による。 (使用料) 第7条 グラウンドの利用者は、次の表に定める使用料を納付しなければならない。 <table><tr><td>区分</td><td>2時間単位の金額</td></tr><tr><td>スポーツに利用する場合</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>その他に利用する場合</td><td>3,000円</td></tr></table> 2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、教育長が必要と認める場合はこの限りでない。 3 既納の使用料は返還しない。ただし、教育長が必要と認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。 4 教育長が公益上、その他特別の理由があると認める場合は、使用料を減免することができる。 5 前項の規定により使用料免除する場合は次のとおりとする。 (1) 教育長が公益上必要と認めたとき (2) 教育長が認定した社会教育団体が主催する事業 (3) 社会福祉団体が主催する事業 (4) その他教育長が必要と認めた事業				区分	2時間単位の金額	スポーツに利用する場合	2,000円	その他に利用する場合	3,000円
区分	2時間単位の金額								
スポーツに利用する場合	2,000円								
その他に利用する場合	3,000円								
備考									
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日						

ID: 47

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町立学校施設使用条例 第6条第1項		
例 規 番 号	昭和62年条例第3号		
【基準】 第6条第1項の規定による。 (使用料) 第6条 第2条第2項第1号、第3号の学校施設を使用する者(以下「使用者」という。)は、別表第1に定める施設使用料を前納しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認める場合は、規則で定めるところにより、使用料の一部又は全部を免除することができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 50

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町立学校施設使用条例 第8条		
例 規 番 号	昭和62年条例第3号		
【基準】 第8条及び井手町暴力団排除条例第9条の規定による。 (使用許可の取消等) 第8条 次の各号の一に該当する場合は、教育委員会は学校施設の使用日時、方法等の変更若しくは使用の中止又は使用許可の取消しをすることができる。 (1) 町、若しくは教育委員会事業又は、学校教育のために緊急に必要となった場合 (2) 災害時において、緊急に必要となった場合 (3) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)の定めによる使用が必要となった場合 (4) 使用者が、使用の目的又は条件を変更した場合 (5) 使用者が、使用の権利を他人に譲渡又は転貸した場合 (6) 使用者が、この条例、規則又はこれらに基づく関係職員の指示に従わない場合 (町が設置した公の施設の使用の不承認等) 第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。 <その他の運用基準> 井手町の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン(平成30年9月1日付30井同第102号、いづみ人権交流センター所長通知)による。 (井手町の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン) 次のいずれかに該当する場合は不承認又は不許可とし、若しくは承認又は許可を取り消しすることができるものとする。 (1) 当該申請に係る行為が、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。 (2) 当該申請に係る行為が、施設の管理・運営上支障があると認められるとき。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 52

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	町指定文化財の現状変更等の許可の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町文化財保護条例 第18条第3項		
例 規 番 号	平成7年条例第2号		
【基準】 第18条第3項の規定による。 (現状変更等の制限) 第18条 町指定文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置をとる場合、保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微である場合は、この限りではない。 2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し、文化財を保護するために必要な条件を付することができる。 3 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。 4 町は、第1項の許可を受けることができなかったことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、その通常生ずべき損失を補償する。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 55

担当部署: 住民福祉課

処分の概要	保育料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町立保育所の設置及び管理に関する条例 第4条		
例 規 番 号	昭和33年条例第23号		
【基準】 第4条の規定による。 (保育料) 第4条 保育所に入所した児童の扶養義務者は、町長が別に定める保育料を納付しなければならない。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 56

担当部署: 住民福祉課

処分の概要	保育料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例 第4条		
例 規 番 号	平成27年条例第14号		
【基準】 第3条及び第4条の規定による。 (保育料) 第3条 教育認定子ども(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項第1号に規定する教育認定子どもをいう。以下同じ。)又は満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。)に係る保育料の額は、0円とする。 2 満3歳未満保育認定子ども(令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。)に係る保育料の額は、別表第1のとおりとする。 3 前項の規定にかかわらず、月の中途において入退園(所)があった場合の保育料は、日割計算により算定した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。 (保育料の徴収) 第4条 町長は、法附則第6条第4項の規定により、同条第1項に規定する特定保育所から保育の提供を受けた満3歳未満保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者(以下「教育・保育給付認定保護者等」という。)から前条に定める保育料を徴収する。 2 町長は、町が設置する特定教育・保育施設から教育・保育の提供を受けた満3歳未満保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者から前条に定める保育料を徴収する。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 57

担当部署: 住民福祉課

処分の概要	延長保育料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例 第6条		
例 規 番 号	平成27年条例第14号		
【基準】 第5条及び第6条の規定による。 (延長保育料) 第5条 町立保育所において利用日又は利用時間帯以外の日又は時間に保育(保育必要量の範囲内のものを除く。以下「延長保育」という。)を受けた場合の保育料(以下「延長保育料」という。)は、別表第2のとおりとする。 (延長保育料の徴収) 第6条 町長は、延長保育を受けた教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者から前条に定める延長保育料を徴収する。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 60

担当部署: 住民福祉課

処分の概要	手当の返還命令		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町特別児童福祉手当支給条例 第7条第1項		
例 規 番 号	昭和46年条例第4号		
【基準】 第7条の規定による。 (手当の返還等) 第7条 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、町長は、その者にすでに支給した手当の全部又は一部の返還を命ずるものとする。この場合において、町長は受給資格を消滅することができる。 2 受給者は、手当を受給する権利を譲り渡し、又は担保に供してはならない。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 62

担当部署: 住民福祉課

処分の概要	手当の返還命令		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町心身障害児童特別手当支給条例 第8条第1項		
例 規 番 号	昭和46年条例第5号		
【基準】 第8条第1項の規定による。 （手当の返還等） 第8条 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、町長は、その者にすでに支給した手当の全部又は一部の返還を命ずるものとする。この場合に於て、町長は、支給資格を消滅させることができる。 2 受給者は、手当を受給する権利を譲り渡し、又は担保に供してはならない。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 65

担当部署: 保健医療課

処分の概要	医療費の返還		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町福祉医療費の支給に関する条例 第9条		
例 規 番 号	昭和49年条例第31号		
【基準】 第9条の規定による。 （医療費の返還） 第9条 町長は、受給者が、いつわりその他不正の行為によって、医療費の支給を受けたときは、支給した当該医療費を返還させることができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 66

担当部署: いづみ児童館

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町立いづみ児童館設置、管理並びに使用条例 第10条		
例 規 番 号	昭和55年条例第2号		
【基準】 第10条の規定による。 (使用料) 第10条 児童館を使用する者(以下「使用者」という。)は、別表に定める施設使用料を納付しなければならない。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 72

担当部署: 保健医療課

処分の概要	助成金の返還		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町子育て支援医療費の助成に関する条例 第8条		
例 規 番 号	平成5年条例第16号		
【基準】 第8条の規定による。 (助成金の返還) 第8条 偽りその他不正の手段によってこの条例による助成金の支給を受けた者があるときは、町長は、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 73

担当部署: 保健医療課

処分の概要	損害賠償との調整による返還		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町子育て支援医療費の助成に関する条例 第9条		
例 規 番 号	平成5年条例第16号		
【基準】 第9条の規定による。 (損害賠償との調整) 第9条 町長は、対象者が、子どもの疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、当該助成金の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した費用の全部若しくは一部を返還させることができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 77

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	敬老金の返還		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町敬老金支給条例 第7条		
例 規 番 号	昭和45年条例第37号		
【基準】 第7条の規定による。 (返還) 第7条 町長は、虚偽の申請その他不正の行為により、敬老金の支給を受けた者に対し、すでに支給した額の全額を返還させることができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 79

担当部署: 住民福祉課

処分の概要	年金の返還		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町福祉年金支給条例 第7条		
例 規 番 号	昭和48年条例第21号		
【基準】 第7条の規定による。 (年金の返還) 第7条 偽り、その他不正の行為によつて、この条例により年金の支給を受けた者があるときは、町長は、その者から受けた額の全部又は一部を返還させることができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 82

担当部署: 保健医療課

処分の概要	損害賠償との調整による返還		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町老人医療費の支給に関する条例 第8条		
例 規 番 号	昭和47年条例第16号		
【基準】 第8条の規定による。 (損害賠償との調整) 第8条 町長は、第2条に規定する者が、疾病または負傷に関し損害賠償を受けたときは、その 価額の限度において、老人医療費の全部もしくは一部を支給せず、又はすでに支給した老人 医療費の額に相当する金額を返還させることができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 83

担当部署: 保健医療課

処分の概要	医療費の返還		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町老人医療費の支給に関する条例 第9条		
例 規 番 号	昭和47年条例第16号		
【基準】 第9条の規定による。 （医療費の返還） 第9条 偽り、その他不正の行為によって、この条例により医療費の支給を受けた者があるときは、町長は、その者から受けた額の全部又は一部を返還させる			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 86

担当部署: 保健医療課

処分の概要	督促手数料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町後期高齢者医療に関する条例 第5条		
例 規 番 号	平成20年条例第2号		
【基準】 第5条の規定による。 (保険料の督促手数料) 第5条 保険料の督促手数料は、督促状1通について、100円とする。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 87

担当部署: 保健医療課

処分の概要	延滞金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町後期高齢者医療に関する条例 第6条		
例 規 番 号	平成20年条例第2号		
【基準】 第6条の規定による。 (延滞金) 第6条 保険料の延滞金については、井手町税条例(昭和33年井手町条例第41号)の規定を準用する。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 88

担当部署: 保健医療課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町後期高齢者医療に関する条例 第7条及び第8条		
例 規 番 号	平成20年条例第2号		
【基準】 第7条から第9条までの規定による。 第7条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由がなく法第137条第2項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。 第8条 井手町は、偽りその他不正の行為により保険料その他法第4章の規定による徴収金(井手町が徴収するものに限る。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。 第9条 前2条の過料の額は、情状により、町長が定める。 2 前2条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 89

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	利用の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町立老人福祉センター設置及び管理に関する条例施行規則 第6条		
例 規 番 号	昭和55年規則第4号		
【基準】 第6条及び井手町暴力団排除条例第9条の規定による。 (利用の取消) 第6条 指定管理者は老人福祉センターの利用に関し、この規則に違反し、あるいは違反するおそれのある者に対し、次の処置をおこなうことができる。 (1) 指導又は注意すること。 (2) 利用する範囲を制限し、若しくは利用停止すること。 (3) 利用の取消しをすること。 (4) 退去を命ずること。 (町が設置した公の施設の使用の不承認等) 第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 91

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	使用料の徴収								
例 規 名 根 拠 条 項	井手町立ゲートボール場設置、管理並びに使用に関する条例 第5条第1項								
例 規 番 号	平成3年条例第10号								
【基準】 第5条第1項及び第2項の規定による。 (使用料) 第5条 前条第3号に規定する者がゲートボール場を使用する場合は、使用料を納付しなければならない。 2 前項に規定する使用料は次のとおりとする。 <table><tr><td>コート</td><td>時間単位</td><td>料金</td></tr><tr><td>1面</td><td>1時間</td><td>500円</td></tr></table> 3 町長が公益上又は特別の理由があると認めたときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。				コート	時間単位	料金	1面	1時間	500円
コート	時間単位	料金							
1面	1時間	500円							
備考									
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日						

ID: 92

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	使用の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町立ゲートボール場設置、管理並びに使用に関する条例施行規則 第3条		
例 規 番 号	平成3年規則第11号		
【基準】 第3条及び井手町暴力団排除条例第9条の規定による。 (使用の取消) 第3条 町長は、ゲートボール場の使用に関しこの規則に違反し、あるいは違反する恐れのある者に対し、次の処置を行うことができる。 (1) 指導又は注意すること。 (2) 使用する範囲を制限し、若しくは使用停止すること。 (3) 使用の取消しをすること。 (4) 退去を命ずること。 (町が設置した公の施設の使用の不承認等) 第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 96

担当部署: 同和・人権政策課

処分の概要	使用料の徴収											
例 規 名 根 拠 条 項	井手町立南溝地区集会所の設置及び管理に関する条例 第6条第1項											
例 規 番 号	平成7年条例第9号											
【基準】 第6条第1項及び第2項の規定による。 (使用料) 第6条 南溝地区集会所を使用する場合は、使用料を納付しなければならない。 2 前項に規定する使用料は次のとおりとする。 <table><tr><th>区分</th><th>単価</th><th>金額</th></tr><tr><td>集会その他</td><td>1時間</td><td>500円</td></tr><tr><td>社会的行事等</td><td>1日</td><td>5,000円</td></tr></table> 3 町長が特別の理由があると認めたときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。 4 前項の規定により、使用料を免除する場合は次のとおりとする。 (1) 町の機関が使用するとき (2) 公益のため使用するとき (3) その他、町長が必要と認めた事業				区分	単価	金額	集会その他	1時間	500円	社会的行事等	1日	5,000円
区分	単価	金額										
集会その他	1時間	500円										
社会的行事等	1日	5,000円										
備考												
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日									

ID: 98

担当部署: 同和・人権政策課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町立南溝地区集会所の設置及び管理に関する条例施行規則 第5条		
例 規 番 号	平成7年規則第6号		
【基準】 第5条及び井手町暴力団排除条例第9条の規定による。 (使用許可の取消等) 第5条 町は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者に対し、使用許可を取消し、又は停止し、若しくは条件を変更することができる。この場合において、当該使用者に生ずる損害については、町はその責を負わない。 (1) 条例第5条の規定に基づく使用許可の申請事項に虚偽の記載があったとき。 (2) 条例若しくはこの規則に違反し、又はこれらに基づく指示に従わないとき。 (町が設置した公の施設の使用の不承認等) 第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。 <その他の運用基準> 井手町の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン(平成30年9月1日付30井同第102号、いづみ人権交流センター所長通知)による。 (井手町の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン) 次のいずれかに該当する場合は不承認又は不許可とし、若しくは承認又は許可を取り消しすることができるものとする。 (1) 当該申請に係る行為が、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。 (2) 当該申請に係る行為が、施設の管理・運営上支障があると認められるとき。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 99

担当部署: いづみ人権交流センター

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町立いづみ人権交流センター設置、管理並びに使用条例 第10条		
例 規 番 号	昭和55年条例第1号		
【基準】 第10条の規定による。 (使用料) 第10条 人権交流センターを使用する者(以下「使用者」という。)は、別表に定める施設使用料を納付しなければならない。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 102

担当部署: いづみ人権交流センター

処分の概要	使用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町立いづみ人権交流センター設置、管理並びに使用条例施行規則 第6条		
例 規 番 号	平成12年規則第13号		
【基準】 第6条及び井手町暴力団排除条例第9条の規定による。 (使用許可の取り消し等) 第6条 町は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者に対し、使用許可を取消し、又は停止し、若しくは条件を変更することができる。この場合において、当該使用者に生ずる損害については、町はその責を負わない。 (1) 条例第9条の規定に基づく使用許可の申請事項に虚偽の記載があったとき。 (2) 条例若しくはこの規則に違反し、又はこれらに基づく指示に従わないとき。 (町が設置した公の施設の使用の不承認等) 第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。 <その他の運用基準> 井手町の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン(平成30年9月1日付30井同第102号、いづみ人権交流センター所長通知)による。 (井手町の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン) 次のいずれかに該当する場合は不承認又は不許可とし、若しくは承認又は許可を取り消しすることができるものとする。 (1) 当該申請に係る行為が、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。 (2) 当該申請に係る行為が、施設の管理・運営上支障があると認められるとき。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 105

担当部署: 保健センター

処分の概要	使用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町立保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則 第9条		
例 規 番 号	昭和60年規則第2号		
【基準】 第9条及び井手町暴力団排除条例第9条の規定による。 (使用許可の取消等) 第9条 町長は、保健センターを使用しようとする者または使用者が、次の各号の何れかに該当すると認められる場合においては、その使用を許可せず、またはその許可を取消することができる。 (1) 施設、設備または器具を損傷するおそれがあると認められるとき。 (2) 前条の規定に違反して使用しようとし、または使用したとき。 (3) その他管理運営上支障があると認められるとき。 (町が設置した公の施設の使用の不承認等) 第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。			
備考			
設 定 年 月 日 令和3年3月31日 最終変更年月日 年 月 日			

ID: 106

担当部署: 産業環境課

処分の概要	一般廃棄物の処理手数料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町廃棄物の処理および清掃に関する条例 第11条第1項		
例 規 番 号	昭和52年条例第51号		
【基準】 第11条第1項の規定による。 (一般廃棄物の処理手数料) 第11条 処理手数料の額は別表1に定めるところによる。 2 前第9条第1項の規定により城南衛生管理組合の埋立地に処分を命じたときは、城南衛生管理組合の規定に準ずる。 3 前2項に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は町長が定める。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 107

担当部署: 産業環境課

処分の概要	特定家庭用機器廃棄物及び使用済指定再資源化製品廃棄物の処理手数料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町廃棄物の処理および清掃に関する条例 第12条		
例 規 番 号	昭和52年条例第51号		
【基準】 第12条の規定による。 (特定家庭用機器廃棄物及び使用済指定再資源化製品廃棄物の処理手数料) 第12条 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物の収集運搬に係る手数料を別表2に定めるところによる。 2 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第26条第1項第1号に規定する使用済指定再資源化製品廃棄物の収集運搬及び処分に係る手数料を別表3に定めるところによる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 113

担当部署: 産業環境課

処分の概要	改善命令		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町ペット霊園の設置の許可等に関する条例 第19条		
例 規 番 号	平成26年条例第18号		
【基準】 第19条の規定による。 (改善命令) 第19条 町は、設置者が前条の勧告に従わないときは、期限を定め、必要な措置を講ずるよう命ずることができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 114

担当部署: 産業環境課

処分の概要	許可の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町ペット霊園の設置の許可等に関する条例 第20条		
例 規 番 号	平成26年条例第18号		
【基準】 第20条の規定による。 (許可の取消し) 第20条 町は、設置者が偽りその他不正の手段により第4条第1項の許可を受けたものであるときは、その許可を取り消すことができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 115

担当部署: 産業環境課

処分の概要	使用禁止命令		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町ペット霊園の設置の許可等に関する条例 第21条		
例 規 番 号	平成26年条例第18号		
【基準】 第21条の規定による。 (使用禁止命令) 第21条 町は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、ペット霊園の全部又は一部の使用の禁止を命ずることができる。 (1) 第4条第1項の許可を受けないで、ペット霊園を設置し、焼却施設を新增設し、若しくは区域等の変更をし、又は使用した者 (2) 第19条に規定する改善命令に従わなかった者 (3) 前条の規定により許可を取り消された者			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 117

担当部署: 産業環境課

処分の概要	墓地使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町共同墓地の設置及び管理に関する条例 第5条		
例 規 番 号	昭和45年条例第24号		
【基準】 第5条の規定による。 (墓地使用料) 第5条 墓地使用規程に定める墓地を使用する者は、墓地使用料として1区画250,000円を納付しなければならない。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)により保護を受けている世帯については200,000円とすることができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 118

担当部署: 保健医療課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町国民健康保険条例 第16条から第18条まで		
例 規 番 号	昭和36年条例第4号		
【基準】 第16条から第19条までの規定による。 第16条 町は、世帯主が国民健康保険法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合、その者に対し100,000円以下の過料を科する。 第17条 町は、世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに、国民健康保険法第113条の規定により、文書、その他の物件の提出、若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過料を科する。 第18条 町は、偽り、その他不正の行為により、保険税の一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免かれた者に対し、その徴収を免かれた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。 第19条 前3条の過料の額は、情状により、町長が定める。 2 前3条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 123

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町介護保険条例 第12条から第15条まで		
例 規 番 号	平成12年条例第13号		
【基準】 第12条から第16条までの規定による。 (罰則) 第12条 本町は、第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしない時(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。 第13条 本町は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し10万円以下の過料を科する。 第14条 本町は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。 第15条 本町は、偽りその他不正の行為により保険料その他この法律の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。 第16条 前4条の過料の額は、情状により町長が定める。 2 前4条の過料を徴収する場合において発する納額告知者に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 124

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	督促手数料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町介護保険条例 第7条		
例 規 番 号	平成12年条例第13号		
【基準】 第7条の規定による。 (保険料の督促手数料) 第7条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 125

担当部署: 高齢福祉課

処分の概要	延滞金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町介護保険条例 第8条		
例 規 番 号	平成12年条例第13号		
【基準】 第8条の規定による。 (延滞金) 第8条 保険料の延滞金については、井手町税条例(昭和33年井手町条例第41号)の規定を準用する。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 128

担当部署: 産業環境課 自然休養村管理センター

処分の概要	使用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	自然休養村管理センターの管理に関する条例 第6条		
例 規 番 号	昭和54年条例第20号		
【基準】 第6条及び井手町暴力団排除条例第9条の規定による。 (使用許可の取り消し等) 第6条 町長は、使用者が次の各号の一に該当するときは、使用の条件をあらたに付し、もしくはこれを変更し、使用の停止又は許可を取り消すことができる。この場合、使用者に生じた損害については町長はその責を負わない。 (1) 条例に違反し、又はこれに基づき規定もしくは指示に従わないとき。 (2) 使用許可条件に違反したとき。 (3) 使用料を納付しないとき。 (4) 前各号のほか管理上必要があると認めたとき。 (町が設置した公の施設の使用の不承認等) 第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。 <その他の運用基準> 井手町の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン(平成30年9月1日付30井同第102号、いづみ人権交流センター所長通知)による。 (井手町の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン) 次のいずれかに該当する場合は不承認又は不許可とし、若しくは承認又は許可を取り消すことができるものとする。 (1) 当該申請に係る行為が、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。 (2) 当該申請に係る行為が、施設の管理・運営上支障があると認められるとき。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 129

担当部署: 産業環境課 自然休養村管理センター

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	自然休養村管理センターの管理に関する条例 第7条第1項		
例 規 番 号	昭和54年条例第20号		
【基準】 第7条の規定による。 (使用料) 第7条 センターの使用許可を受けた者は、直ちに使用料を前納しなければならない。ただし、地方公共団体等が使用する場合は、後納させることができる。 2 前項の規定による使用料は、別表のとおりとする。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 132

担当部署: 産業環境課 自然休養村管理センター

処分の概要	退館命令		
例 規 名 根 拠 条 項	自然休養村管理センターの管理に関する条例施行規則 第11条第2項		
例 規 番 号	昭和54年規則第6号		
【基準】 第10条及び第11条第2項の規定による。 (遵守義務) 第10条 使用者又は一般の来館者(以下「使用者等」という。)は各号に掲げる事項を守らなければならない。 (1) 建物又は、敷地内において物品を販売しないこと。ただし、物品を販売する目的をもって使用の許可を受けた場合はこの限りでない。 (2) 使用者は、使用中建物内外の秩序を保つため必要な整理人を置くこと。 (3) 収容する人員は、使用箇所の定員をこえないこと。 (4) 許可をうけず他の室を使用し、もしくは入室しないこと。 (5) 許可をうけず附属設備等を使用しないこと。 (6) 許可をうけず広告、ポスター類を提示し、または撒き散らす行為をしないこと。 (7) 建物又はその他の工作物を汚損又は、き損する恐れのある行為をしないこと。 (8) 騒音を発生し、暴力を用いるなど他人の迷惑となる行為をしないこと。 (9) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。 (規制) 第11条 館長はセンターの秩序の維持及び施設の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し使用について指示するものとする。 2 館長は、使用者等が前条各号の規定に違反した場合その行為をやめるよう指示し、指示に従わないときは退館を命ずることができる。 <その他の運用基準> 井手町の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン(平成30年9月1日付30井同第102号、いづみ人権交流センター所長通知)による。 (井手町の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン) 次のいずれかに該当する場合は不承認又は不許可とし、若しくは承認又は許可を取り消しすることができるものとする。 (1) 当該申請に係る行為が、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。 (2) 当該申請に係る行為が、施設の管理・運営上支障があると認められるとき。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 134

担当部署: 産業環境課

処分の概要	弁償命令		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町林地荒廃防止施設維持管理条例 第5条		
例 規 番 号	昭和62年条例第17号		
【基準】 第4条及び第5条の規定による。 (禁止行為) 第4条 施設の設置箇所について、人為的に、その形状および植生を変えてはならない。但し、次の各号の一に該当する場合は、町長の許可を得て変更することができる。 (1) 公共施設が設置される場合であつて保全上支障がないと認められるとき。 (2) 施設の効用をそこなうことなく森林経営を行なうとき。 (3) 隣接地の災害発生に伴い、一体として行なわれる災害防止行為等を行なうとき。 (4) 森林の病虫害の発生により伐採をするとき。 (5) その他町長が必要と認めたとき。 (命令) 第5条 町長は、前条の規定に違反し、施設の機能を失わせた者に対し、施設の設置に要した費用の一部又は全部を弁償させることができる。又これに基因して発生した災害については、その責を負わせることができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 135

担当部署: 産業環境課

処分の概要	分担金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町農林関係事業分担金徴収条例 第3条		
例 規 番 号	昭和62年条例第16号		
【基準】 第3条及び第4条の規定による。 （分担金の徴収） 第3条 分担金は、前条各号に掲げる事業の施行に係る地域内において利益を受ける者から徴収する。 （分担金の額） 第4条 分担金の額は、各年度ごとに事業に要する経費のうち、国又は府から交付を受けた補助金の額を除いたものを超えない範囲において、その施行に係る地域内にある土地の受益を勘案して町長が定める。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 138

担当部署: 企画財政課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町新産業育成施設設置及び管理に関する条例 第14条		
例 規 番 号	平成13年条例第8号		
【基準】 第14条及び井手町暴力団排除条例第9条の規定による。 (使用の許可の取消) 第14条 町長は、使用者が次の各号の一に該当するときは、使用の許可を取り消し、又は施設の使用を停止することができる。 (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は規程に違反したとき。 (2) その他町長が施設の管理又は運営上必要があると認めたとき。 (町が設置した公の施設の使用の不承認等) 第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	令和 6 年 4 月 1 日

ID: 141

担当部署: 企画財政課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町新産業育成施設設置及び管理に関する条例 第7条第1項		
例 規 番 号	平成13年条例第8号		
【基準】 第7条の規定による。 (使用料) 第7条 施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に掲げる使用料を納入しなければならない。ただし、学生については半額とする。 2 前項の使用料は毎月末日までに翌月分を納入しなければならない。ただし、町長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	令和6年4月1日

ID: 146

担当部署: 産業環境課

処分の概要	指定の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町企業立地促進条例 第5条第1項		
例 規 番 号	平成25年条例第13号		
【基準】 第5条第1項の規定による。 (指定の取消し等) 第5条 町長は、指定企業が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、若しくは停止し、又は既に交付を受けた助成金の全部又は一部を返還させることができる。 (1) 第2条第2項に規定する指定の要件を欠くに至ったとき。 (2) 第2条第4項の規定により付した条件に違反したとき。 (3) 助成金の交付期間中に第2条第1項の規定による指定に係る事業場等の操業を休止し、若しくは廃止し、又はこれらと同様の状態に至ったと町長が認めるとき。 (4) 偽りその他不正の手段により、第2条第1項の規定による指定若しくは助成金の交付を受け、又は受けようとしたとき。 (5) 町税を完納しなかったとき。 2 町長は、前項の規定による指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 148

担当部署: 産業環境課

処分の概要	交付決定の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町企業立地促進条例施行規則 第14条第1項		
例 規 番 号	平成25年規則第19号		
【基準】 第14条第1項の規定による。 （交付決定の取消し） 第14条 町長は、助成金の交付決定を受けた指定企業が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。 （1） 条例第5条第1項の規定により、その指定を取り消され、又は停止されたとき。 （2） 条例第5条第1項第3号、第4号又は第5号の規定に該当するとき。 2 町長は、前項に規定する取消しをしようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴くことができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 153
担当部署: 建設課

処分の概要	許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町法定外公共物管理条例 第13条		
例 規 番 号	平成16年条例第15号		
【基準】 第13条の規定による。 (許可の取消し等) 第13条 町長は、占用者等が次の各号のいずれかに該当するときは、占用等の許可を取り消し又はその効力を停止し、及び法定外公共物を原状に回復することを命ずることができる。 (1) 不正の手段により占用等の許可を受けたとき。 (2) この条例の規定に違反したとき。 (3) 許可条件に従わないとき。 2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、占用者等に対し、占用等の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。 (1) 法定外公共物に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合 (2) 法定外公共物の構造又は利用に著しい支障が生じた場合 (3) 前2号に掲げる場合のほか、法定外公共物の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 154
担当部署: 建設課

処分の概要	無許可行為に対する原状回復命令		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町法定外公共物管理条例 第14条		
例 規 番 号	平成16年条例第15号		
【基準】 第14条の規定による。 (無許可行為に対する原状回復命令) 第14条 町長は、占用等の許可を受けないで、第4条に規定する行為をする者に対して直ちにその行為を停止させ、期限を指定して原状の回復を命じ、及びこれによって生じる危害の予防その他必要な措置を命ずることができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 155

担当部署: 建設課

処分の概要	占用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町法定外公共物管理条例 第18条第1項		
例 規 番 号	平成16年条例第15号		
【基準】 第18条の規定による。 (占用料の徴収) 第18条 町長は、第4条又は第5条第2項の規定により法定外公共物の占用等を許可したときは、占用者等から占用料を徴収する。 2 占用料の額及び徴収の方法については、井手町道路占用料徴収条例(昭和53年井手町条例第7号)及び井手町準用河川の流水占用料等に関する条例(平成12年井手町条例第7号)の規定を準用する。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 159
担当部署: 建設課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町法定外公共物管理条例 第24条		
例 規 番 号	平成16年条例第15号		
【基準】 第24条の規定による。 （罰則） 第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。 （1） 第3条に規定する禁止行為を行った者 （2） 第13条第1項の規定による命令に従わない者 （3） 第14条の規定による命令に従わない者 2 詐欺の他の不正の行為により占用料を免れた者は、その免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 162
担当部署: 建設課

処分の概要	停止命令		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町土採取事業規制条例 第10条		
例 規 番 号	平成4年条例第2号		
【基準】 第10条の規定による。 (停止命令) 第10条 町長は、土採取事業の事業主又は請負人が前条の規定による命令に従わないときは、それらの者に対し、当該土採取事業を停止することを命ずることができる。 2 町長は、土採取事業の事業主が第5条第1項若しくは第6条第1項の規定に違反して届出をせず、又は土採取事業の事業主若しくは請負人が第7条の規定に違反して土採取事業を行っているときは、それらの者に対し、当該土採取事業を停止することを命ずることができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 163
担当部署: 建設課

処分の概要	緊急措置命令		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町土採取事業規制条例 第11条		
例 規 番 号	平成4年条例第2号		
【基準】 第11条の規定による。 (緊急措置命令) 第11条 町長は、第5条第1項の規定による届出に係る土採取事業に伴う土砂の崩壊等を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該土採取事業の事業主・土採取事業の請負人又は現場責任者に対し、当該土採取事業の停止を命じ、又は必要な措置をとることを命ずることができる。この場合において、当該事業主等が、当該土採取事業の現場にいないときは、当該土採取事業に従事する者に当該土採取事業の停止を命ずることができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 164
担当部署: 建設課

処分の概要	採取後の措置命令		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町土採取事業規制条例 第13条		
例 規 番 号	平成4年条例第2号		
【基準】 第13条の規定による。 (採取後の措置命令) 第13条 町長は、前条第2項の規定による確認に係る土採取事業が、第5条第1項の規定による届出に係る採取計画に適合しないことを認めたときは、当該土採取事業の事業主に対し、当該土採取事業を当該採取計画に適合させるための措置をとることを命ずることができる。 2 前項の規定にかかわらず、町長は、前条第2項の規定による確認をうけた土採取事業に係る採取場の跡地について、当該土採取事業に伴う土砂の崩壊及び流出による災害を防止するため必要があると認めるときは、当該土採取事業の事業主に対し、当該土採取事業が完了し、又は当該土採取事業を廃止した日から2年以内に限り、期限を定めて必要な措置をとることを命ずることができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 165

担当部署: 建設課

処分の概要	措置命令		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町土採取事業規制条例 第9条		
例 規 番 号	平成4年条例第2号		
【基準】 第9条の規定による。 (措置命令) 第9条 町長は、第5条第1項の規定による届出に係る土採取事業に伴い、土砂の崩壊等のおそれがあると認めるときは、当該土採取事業の事業主又は請負人に対し、期限を定めて、土の採取の方法の変更その他必要な措置をとることを命ずることができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 166

担当部署: 建設課

処分の概要	停止命令等		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例 第11条		
例 規 番 号	平成4年条例第3号		
【基準】 第11条の規定による。 (停止命令等) 第11条 町長は、次の各号の一に該当する事業主に対し、規則で定めるところにより当該事業の停止を命じ、及び期限を定めて原状回復その他の必要な措置を命ずることができる。 (1) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者 (2) この条例の規定による許可を受けず、又はこの条例の規定による許可に付された条件に違反している者 2 町長は、事業主等が事業を中止、完了又は廃止しようとする場合は、環境の保全及び災害の防止を図るため必要な措置を命ずることができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 167
担当部署: 建設課

処分の概要	改善命令		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例 第13条		
例 規 番 号	平成4年条例第3号		
【基準】 第13条の規定による。 (改善命令) 第13条 町長は、事業主等が前条の規定による勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、期限を定めて必要な措置を命ずることができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 168

担当部署: 建設課

処分の概要	許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例 第14条		
例 規 番 号	平成4年条例第3号		
【基準】 第14条の規定による。 (許可の取消し等) 第14条 町長は、事業主等が前条の規定による命令に従わないと認めるときは、規則で定めるところにより、第6条第1項又は第8条第1項の許可を取り消すことができる。 2 町長は、前項の規定により許可の取り消しをしたときは、事業主に対して、直ちに原状回復その他必要な措置を命ずるものとする。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 171

担当部署: 建設課

処分の概要	分担金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	京都府急傾斜地崩壊防止事業に係る井手町分担金徴収条例 第3条		
例 規 番 号	平成14年条例第20号		
【基準】 第2条及び第3条の規定による。 (被徴収者の範囲) 第2条 分担金の被徴収者は、急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域内で、当該事業により利益を受ける者とする。 (分担金の徴収率及び徴収方法) 第3条 分担金の徴収率は、実施事業費のうち、町負担分の2分の1以内で町長が定める。 2 分担金は、納入通知書を発行して徴収する。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 173

担当部署: 建設課

処分の概要	中止命令等		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町ラブホテル建築等規制条例 第6条第1項		
例 規 番 号	昭和57年条例第13号		
【基準】 第6条第1項の規定による。 (中止命令等) 第6条 町長は、建築主が第3条第2項の規定による同意を得ずラブホテルを建築しようとするときは、当該建築工事の中止又は当該建築物の除却その他、必要な措置を命じることができる。 2 町長は、建築主が前項の中止命令等に従わないときは、その旨公表するとともに行政上必要な措置をとるものとする。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 174
担当部署: 建設課

処分の概要	使用料の徴収(第16条において準用する場合を含む。)		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町都市公園条例 第10条		
例 規 番 号	昭和52年条例第21号		
【基準】 第10条の規定による。 (使用料) 第10条 法第5条第1項、法第6条第1項、同条第3項、第3条第1項若しくは同条第3項の許可を受けた者は、別表に掲げる額を納付しなければならない。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 175
担当部署: 建設課

処分の概要	監督処分(第16条において準用する場合を含む。)		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町都市公園条例 第11条		
例 規 番 号	昭和52年条例第21号		
【基準】 第11条の規定による。 (監督処分) 第11条 町長は、次の各号の一に該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園より退去を命ずることができる。 (1) この条例又はこの条例の規定に基く処分に違反している者 (2) この条例の規定による許可に附した条件に違反している者 (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者 2 町長は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。 (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合 (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合 (3) 公園の管理上の理由以外の理由に基く公益上止むを得ない必要が生じた場合 <その他の運用基準> 井手町の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン(平成30年9月1日付30井同第102号、いづみ人権交流センター所長通知)による。 (井手町の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン) 次のいずれかに該当する場合は不承認又は不許可とし、若しくは承認又は許可を取り消しすることができるものとする。 (1) 当該申請に係る行為が、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。 (2) 当該申請に係る行為が、施設の管理・運営上支障があると認められるとき。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 177

担当部署: 建設課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町都市公園条例 第18条及び第19条		
例 規 番 号	昭和52年条例第21号		
【基準】 第18条及び第19条の規定による。 第18条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、10,000円以下の過料を科する。 (1) 第3条第1項又は第3項(第16条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者 (2) 第5条(第16条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者 (3) 第11条第1項又は第2項(第16条において準用する場合を含む。)の規定による町長の命令に違反した者 第19条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科する。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 180

担当部署: 上下水道課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町公共下水道条例 第14条		
例 規 番 号	平成3年条例第4号		
【基準】 第14条及び井手町公共下水道使用料条例第6条の規定による。 （使用料の徴収） 第14条 町長は、公共下水道の使用について使用者から公共下水道使用料(以下「使用料」という。)を徴収する。 2 使用料に関し必要な事項は、別に条例で定める。 （使用料の額） 第6条 使用料の額は、1使用月において使用者が排出した汚水量に応じ、別表に定めるところにより算定した合計額に消費税等相当額を加算した額とする。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 181

担当部署: 上下水道課

処分の概要	公共下水道施設付近地での行為の指示		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町公共下水道条例 第17条		
例 規 番 号	平成3年条例第4号		
【基準】 第17条の規定による。 （公共下水道施設付近地での行為） 第17条 公共下水道施設付近地で公共下水道の施設又は機能に支障を及ぼすおそれのある行為を行おうとするときは、町長に届け出て、指示を受けなければならない。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 183

担当部署: 上下水道課

処分の概要	占用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町公共下水道条例 第19条第1項		
例 規 番 号	平成3年条例第4号		
【基準】 第19条の規定による。 （占用料） 第19条 町長は、占用の許可を受けた者(以下「占用者」という。)から占用料を徴収する。 2 前項の占用料の額及び徴収方法等については、井手町都市下水路条例(平成元年井手町条例第10号)第6条の規定を準用する。この場合において、「都市下水路」とあるのは「公共下水道」と読み替えるものとする。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 184

担当部署: 上下水道課

処分の概要	占用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町公共下水道条例 第20条		
例 規 番 号	平成3年条例第4号		
【基準】 第20条の規定による。 （占用許可の取消等） 第20条 町長は、占用者が次の各号の1に該当するときは、占用の許可を取消し、又はその条件を変更し、その他必要な措置を命ずることができる。 (1) 許可の目的又は条件に違反したとき。 (2) 偽りその他不正な手段により占用の許可を受けたとき。 (3) 公共下水道の管理上又は公益上やむを得ない事情が生じたとき。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 185

担当部署: 上下水道課

処分の概要	原状回復の指示		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町公共下水道条例 第21条第2項		
例 規 番 号	平成3年条例第4号		
【基準】 第21条第2項の規定による。 （原状回復） 第21条 占有者は、占有の期間が満了したとき若しくは当該占有物件に設ける目的を廃止したとき又は前条の規定により許可を取り消されたときは、当該占有物件を除去し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當であると町長が認めたときは、この限りでない。 2 町長は、前項の原状回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について、必要な指示をすることができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 186

担当部署: 上下水道課

処分の概要	無断占用に対する原状回復命令等		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町公共下水道条例 第23条		
例 規 番 号	平成3年条例第4号		
【基準】 第23条の規定による。 (無断占用に対する処置) 第23条 町長は、公共下水道の敷地又は施設を無断占用する者に対し、直ちにその占用を停止させ、工作物があるときは撤去させ、原状に回復することを命ずることができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 187

担当部署: 上下水道課

処分の概要	手数料の徴収															
例 規 名 根 拠 条 項	井手町公共下水道条例 第24条第1項及び第2項															
例 規 番 号	平成3年条例第4号															
【基準】 第24条の規定による。 (手数料) 第24条 下水道排水設備指定工事業者は、次の表に定める排水設備の検査手数料を町長に納付しなければならない。 <table><thead><tr><th colspan="2">区分</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">排水管工事</td><td>排水管の最大内径100ミリメートル以下のもの</td><td>1件につき 1,500円</td></tr><tr><td>排水管の最大内径101ミリメートル以上150ミリメートル以下のもの</td><td>1件につき 2,000円</td></tr><tr><td>排水管の最大内径151ミリメートル以上のもの</td><td>1件につき 3,000円</td></tr><tr><td colspan="2">水洗便器工事</td><td>便器1個につき 500円</td></tr></tbody></table> 2 下水道排水設備指定工事業者の指定を受けようとする者は、登録手数料として10,000円を町長に納付しなければならない。 3 前2項に定める以外に特別の費用を必要とするときは、その実費を徴収するものとする。				区分		金額	排水管工事	排水管の最大内径100ミリメートル以下のもの	1件につき 1,500円	排水管の最大内径101ミリメートル以上150ミリメートル以下のもの	1件につき 2,000円	排水管の最大内径151ミリメートル以上のもの	1件につき 3,000円	水洗便器工事		便器1個につき 500円
区分		金額														
排水管工事	排水管の最大内径100ミリメートル以下のもの	1件につき 1,500円														
	排水管の最大内径101ミリメートル以上150ミリメートル以下のもの	1件につき 2,000円														
	排水管の最大内径151ミリメートル以上のもの	1件につき 3,000円														
水洗便器工事		便器1個につき 500円														
備考																
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日													

ID: 188

担当部署: 上下水道課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町公共下水道条例 第27条		
例 規 番 号	平成3年条例第4号		
【基準】 第27条の規定による。 (罰則) 第27条 次の各号の1に該当するものは、10,000円以下の過料に処する。 (1) 第6条第1項又は第2項の規定による確認を受けないで排水設備の新設等を行った者 (2) 第7条の規定に違反して排水設備の新設等の設計及び工事を請け負った者 (3) 第8条第1項又は第11条第2項の規定による届け出を期間内に行わなかった者 (4) 第8条第2項、第11条第1項、同条第3項又は第26条第1項の規定による届け出を怠った者 (5) 第10条第1項の規定に違反した者 (6) 第18条第1項の規定による許可を受けないで当該行為をした者 (7) 第17条又は第21条第2項の規定による指示に従わなかった者 (8) 第22条の規定に違反した者 (9) 第6条第1項、第15条若しくは第18条第1項の規定による申請書若しくは書類又は第6条第2項、第11条第1項、同条第3項、第13条若しくは第26条第1項の規定による届け出の書類で虚偽の記載のあるものを提出した者 2 偽りその他不正の行為により占用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料に処する。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 191

担当部署: 上下水道課

処分の概要	指定の取消し又は一時停止		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町下水道排水設備指定工事業者規則 第10条		
例 規 番 号	平成11年規則第10号		
【基準】 第10条の規定による。 (指定の取消し又は一時停止) 第10条 町長は、指定工事業者から前条第1項の届出を受けたときは、指定を取り消さなければならない。 2 町長は、指定工事業者が次の各号の一に該当するときは、指定を取り消し又は6か月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。 (1) 条例又はこの規則等に違反したとき。 (2) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、町長が指定工事業者として不相当と認めたとき。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 194

担当部署: 上下水道課

処分の概要	登録の取消し又は一時停止		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町下水道排水設備指定工事業者規則 第14条		
例 規 番 号	平成11年規則第10号		
【基準】 第14条の規定による。 (登録の取消し又は一時停止) 第14条 町長は、責任技術者が次の各号の一に該当するときは、登録を取り消し、又は6か月を超えない範囲内において、登録の効力を停止する処分手続きを協会に求めることができる。 (1) 条例又はこの規則等に違反したとき。 (2) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、町長が責任技術者として不適当と認めたとき。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 195

担当部署: 上下水道課

処分の概要	措置命令		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町下水道排水設備指定工事業者規則 第17条第3項		
例 規 番 号	平成11年規則第10号		
【基準】 第17条第3項の規定による。 （調査） 第17条 町長は、必要に応じ、第3条に規定する指定要件にかかわること、第6条に規定する責務、遵守事項にかかわることなど指定工事業者の業務状況を調査することができる。 2 指定工事業者は、前項に規定する調査に対して正当な理由がない限り、これを拒み、又は妨害してはならない。 3 町長は、第1項に規定する調査の結果、指導が必要と認めるときは、適当な措置を命じることができ、指定工事業者は、これに応じなければならない。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 198

担当部署: 上下水道課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町公共下水道使用料条例 第12条及び第13条		
例 規 番 号	平成3年条例第13号		
【基準】 第12条及び第13条の規定による。 (罰則) 第12条 次の各号の一に該当する者は、10,000円以下の過料に処する。 (1) 第7条第2項の規定による申告書又は第10条の規定による資料で、虚偽の記載のあるものを提出した者 (2) 第10条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者 第13条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料に処する。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 201
担当部署: 建設課

処分の概要	占用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町都市下水路条例 第6条第1項本文		
例 規 番 号	平成元年条例第10号		
【基準】 第6条第1項本文の規定による。 (占用料) 第6条 町長は、前条に規定する占用の許可を受けた者から、別表に掲げる占用料を徴収する。 ただし、次の各号に掲げる占用物件については、免除する。 (1) 都市下水路に下水を排除することを目的とする占用物件 (2) 国又は地方公共団体その他公共団体が、公用又は公共用の目的で行う事業にかかる占用物件 (3) 前各号に掲げる場合のほか、町長が公益上その他特に必要があると認めた占用物件 2 前項の規定に基づき徴収した占用料は還付しない。ただし、町長が第8条第2項に規定する占用の許可を取消し、若しくはその条件を変更したとき又は天災その他特別の事情により占有することができなくなったと認めたときはこの限りでない。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 204
担当部署: 建設課

処分の概要	原状回復の指示		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町都市下水路条例 第7条第2項		
例 規 番 号	平成元年条例第10号		
【基準】 第7条第2項の規定による。 (原状回復) 第7条 第5条第1項に規定する占用許可を受けた者は、次の各号の一に該当するときは、当該 占用物件を除去し、都市下水路を原状回復しなければならない。ただし、町長が原状回復す ることが必要でないと認めたときは、この限りでない。 (1) 占用の許可の期間が満了したとき。 (2) 当該占用物件を設ける目的を廃止したとき。 (3) 法第38条第1項又は第2項に規定する措置を命じられたとき。 2 町長は、前項に規定する原状回復又は原状回復することが必要でないと認めた場合の措置 について、指示することができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 205

担当部署: 建設課

処分の概要	監督処分		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町都市下水路条例 第8条		
例 規 番 号	平成元年条例第10号		
【基準】 第8条の規定による。 (監督処分) 第8条 町長は、次の各号の一に該当する者に対し、この条例によってした許可を取消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。 (1) この条例又はこの条例に規定する処分に違反している者 (2) この条例に規定する許可に附した条件に違反している者 (3) 偽りその他不正な手段により、この条例に規定する許可を受けた者 2 町長は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例に規定する許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な処置を命ずることができる。 (1) 都市下水路に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合 (2) 都市下水路の保全上又は一般の利用上著しい支障が生じた場合 (3) 前2号に掲げる場合のほか、都市下水路の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 206

担当部署: 建設課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町都市下水路条例 第9条及び第10条		
例 規 番 号	平成元年条例第10号		
【基準】 第9条及び第10条の規定による。 (罰則) 第9条 町長は、次の各号の一に該当する者は、3万円以下の過料を科する。 (1) 第4条第1項又は第5条第1項に規定する許可を受けようとして、偽りの申請をした者 (2) 第4条第1項又は第5条第1項に規定する許可を受けないで、第4条第1項に規定する行為又は第5条第1項に規定する占用をした者 (3) 第7条第2項に規定する指示に従わなかった者 (4) 第8条第1項又は第2項に規定する命令に違反した者 第10条 町長は、偽りその他不正な手段により占用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科する。			
備考			
設 定 年 月 日 令和3年3月31日 最終変更年月日 年 月 日			

ID: 208

担当部署: 同和・人権政策課

処分の概要	家賃の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	井手町営住宅等設置及び管理条例 第18条第1項
例 規 番 号	平成9年条例第15号
【基準】 第15条、第18条、第35条及び第36条の規定による。 (家賃の決定) 第15条 町営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入(同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第25条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(毎年度、令第3条の規定する方法により算出した額をいう。以下同じ。)以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第32条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、当該入居者がその請求に応じないときは、当該町営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。 2 令第2条第1項第4号に規定する町が定める数値は、町長が別に定めるものとする。 3 町長は、町営住宅に改良を施した場合において、当該町営住宅の家賃を変更することができる。 (家賃の納付) 第18条 町長は、入居者から第10条第3項の入居可能日から当該入居者が町営住宅を明け渡した日(第28条第1項又は第33条第1項の規定による明渡しの請求があったときは明渡しの期限として指定した日の前日(明渡しの期限として指定した日の前日までに明け渡した場合は、明け渡した日)、第38条第1項による明渡しの請求があったときは明渡しの請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。 2 入居者は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日)までに、その月分の家賃を納付しなければならない。 3 入居者が新たに町営住宅に入居した場合又は町営住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割計算による。 4 入居者が第37条に規定する手続を経ないで町営住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、町長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。 (町営住宅建替事業による家賃の特例) 第35条 町長は、前条の申出により町営住宅の入居者を新たに整備された町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第27条第1項又は第29条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。 (町営住宅の用途の廃止による他の町営住宅への入居の際の家賃の特例) 第36条 町長は、法第44条第3項の規定による町営住宅の用途廃止による町営住宅の除却に伴い当該町営住宅の入居者を他の町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第27条第1項又は第29条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。	

備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 209

担当部署: 同和・人権政策課

処分の概要	収入超過者に対する家賃の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町営住宅等設置及び管理条例 第27条第1項		
例 規 番 号	平成9年条例第15号		
【基準】 第27条の規定による。 (収入超過者に対する家賃) 第27条 第25条第1項の規定により収入超過者と認定された入居者は、第15条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に町営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。 2 町長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項に規定する方法によらなければならない。 3 第17条、第18条及び第19条の規定は、第1項の家賃について準用する。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 210

担当部署: 同和・人権政策課

処分の概要	高額所得者に対する家賃の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町営住宅等設置及び管理条例 第29条第1項		
例 規 番 号	平成9年条例第15号		
【基準】 第29条の規定による。 (高額所得者に対する家賃等) 第29条 第25条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第15条第1項及び第27条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に町営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。 2 前条第1項の規定による請求を受けた者が、同項の期限が到来しても町営住宅を明け渡さない場合には、町長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該町営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、町長の定める額の金銭を徴収することができる。 3 第17条の規定は第1項の家賃及び前項の金銭に、第18条及び第19条の規定は第1項の家賃にそれぞれ準用する。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 211

担当部署: 同和・人権政策課

処分の概要	町営改良住宅の家賃の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町営住宅等設置及び管理条例 第40条第2項において準用する第18条第1項		
例 規 番 号	平成9年条例第15号		
【基準】 第18条及び第40条の規定による。 (家賃の納付) 第18条 町長は、入居者から第10条第3項の入居可能日から当該入居者が町営住宅を明け渡した日(第28条第1項又は第33条第1項の規定による明渡しの請求があったときは明渡しの期限として指定した日の前日(明渡しの期限として指定した日の前日までに明け渡した場合は、明け渡した日)、第38条第1項による明渡しの請求があったときは明渡しの請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。 2 入居者は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日)までに、その月分の家賃を納付しなければならない。 3 入居者が新たに町営住宅に入居した場合又は町営住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割計算による。 4 入居者が第37条に規定する手続を経ないで町営住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、町長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。 (家賃の決定) 第40条 町営改良住宅の毎月の家賃は、公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号)の規定による改正前の公営住宅法第12条第1項及び公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成8年政令第248号)の規定による改正前の公営住宅法施行令(以下「旧政令」という。)第4条に規定する算定方法により算定した額の範囲内において規則で定める。 2 第17条、第18条及び第19条の規定は、前項の家賃について準用する。この場合において、第18条中「町営住宅」とあるのは「町営改良住宅」と、同条第1項中「第10条第3項」とあるのは「第45条において準用する第10条第3項」と、「第28条第1項又は第33条第1項の規定による明渡しの請求があったときは明渡しの期限として指定した日の前日(明渡しの期限として指定した日の前日までに明け渡した場合は、明け渡した日)、第38条第1項」とあるのは「第44条第1項」と、同条第4項中「第37条」とあるのは「第45条において準用する第37条」と読み替えるものとする。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 212

担当部署: 同和・人権政策課

処分の概要	町営改良住宅の収入超過者に対する家賃の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町営住宅等設置及び管理条例 第42条第1項		
例 規 番 号	平成9年条例第15号		
【基準】 第42条の規定による。 (収入超過者に対する家賃) 第42条 前条第1項の規定により収入超過者と認定された入居者は、第40条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に町営改良住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、旧政令第4条に規定する算定方法により算定した額の範囲内で規則で定める額を家賃として支払わなければならない。 2 第17条、第18条及び第19条の規定は、前項の家賃について準用する。この場合において、第18条中「町営住宅」とあるのは「町営改良住宅」と、同条第1項中「第10条第3項」とあるのは「第45条において準用する第10条第3項」と、「第28条第1項又は第33条第1項の規定による明渡しの請求があったときは明渡しの期限として指定した日の前日(明渡しの期限として指定した日の前日までに明け渡した場合は、明け渡した日)、第38条第1項」とあるのは「第44条第1項」と、同条第4項中「第37条」とあるのは「第45条において準用する第37条」と読み替えるものとする。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 215

担当部署: 同和・人権政策課

処分の概要	駐車場の使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町営住宅等設置及び管理条例 第53条第1項		
例 規 番 号	平成9年条例第15号		
【基準】 第53条第1項の規定による。 (使用料) 第53条 駐車場の使用料は、1区画につき月額1,000円とする。 2 町長は、前項の規定にかかわらず特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 217

担当部署: 同和・人権政策課

処分の概要	駐車場の使用許可の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町営住宅等設置及び管理条例 第56条第1項		
例 規 番 号	平成9年条例第15号		
【基準】 第56条第1項及び井手町駐車場管理施行規則第11条の規定による。 (使用許可の取消し) 第56条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合において、駐車場の使用許可を取消し、又はその明渡しを請求することができる。 (1) 不正の行為により使用許可を受けたとき。 (2) 使用料を3月分以上滞納したとき。 (3) 駐車場又はその附帯する設備を故意又は重過失により滅失し、又はき損したとき。 (4) 正当な理由によらないで1月以上駐車場を使用しないとき。 (5) 第49条に規定する使用者資格を失ったとき。 (6) 前各号に該当するほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。 2 前項の規定については第38条第2項から第4項までの規定を準用する。この場合において、同条中「町営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居」とあるのは「使用」と、「家賃」とあるのは、「使用料」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第56条第1項」と読み替えるものとする。 (使用許可の取消等) 第11条 条例第56条第1項第6号の「管理上必要があると認めるとき」とは、手続きをすることなく駐車場の使用許可を取り消し、その明け渡しを請求することができる。 (1) 条例第49条に規定する使用資格を欠いたとき。 (2) 駐車場を自動車の駐車目的以外に使用したとき。 (3) 使用の権利を第三者に譲渡し又は、駐車場を転貸し、若しくは担保に供したとき。 (4) 駐車場に模様替えその他の工作を加えたとき。 (5) 駐車場に危険物その他自動車の駐車に支障となる物品を持ち込んだとき。 (6) 駐車場で悪臭、騒音等居住環境上支障となるものを発生させたとき。 (7) 他の自動車の駐車を妨げる行為及び駐車場管理上支障となる行為をしたとき。 (8) 運行不能な自動車を1月以上継続して駐車させているとき。 2 条例第59条の規定による明渡しを行うまでの期間に徴収する金銭の額は、月額額の2倍とする。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 219

担当部署: 同和・人権政策課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町営住宅等設置及び管理条例 第63条		
例 規 番 号	平成9年条例第15号		
【基準】 第63条の規定による。 (罰則) 第63条 町長は、入居者が詐欺その他不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科する。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 223

担当部署: 上下水道課

処分の概要	分担金の徴収																
例 規 名 根 拠 条 項	井手町水道事業分担金徴収条例 第2条第1項(井手町多賀地区簡易水道事業分担金徴収条例第2条において準用する場合を含む。)																
例 規 番 号	昭和63年条例第23号																
【基準】 第2条、第3条及び井手町水道事業分担金徴収条例施行規則第2条の規定による。 (分担金の徴収) 第2条 分担金は、給水の申込が次の各号に該当する場合に徴収する。 (1) 新規に給水を受けようとするとき。 (2) 給水の申込により、配水管の布設、延長又は布設替工事を必要とするとき。 (3) 給水の申込により、加圧その他特別の施設を必要とするとき。 2 前項の分担金は、給水の申込のあったとき、その申込み者から徴収する。 (分担金の額) 第3条 前条第1項の分担金は、次に定める額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額と地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額との合算額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)をいう。)を加算した額とする。 <table><tr><th>給水管口径</th><th>申込金額</th></tr><tr><td>13mm</td><td>142,800円</td></tr><tr><td>20mm</td><td>171,400円</td></tr><tr><td>25mm</td><td>285,700円</td></tr><tr><td>40mm</td><td>857,100円</td></tr><tr><td>50mm</td><td>1,485,700円</td></tr><tr><td colspan="2">75mm以上のものについては、管理者が別に定める。</td></tr></table> (分担金の額) 第2条 条例第3条の規定による75mm以上のものについては、給水管口径断面積比率により次のとおりとする。 (1) 75mmについては、給水管口径50mmの申込金の2.25倍とする。 (2) 100mmについては、給水管口径50mmの申込金の4倍とする。				給水管口径	申込金額	13mm	142,800円	20mm	171,400円	25mm	285,700円	40mm	857,100円	50mm	1,485,700円	75mm以上のものについては、管理者が別に定める。	
給水管口径	申込金額																
13mm	142,800円																
20mm	171,400円																
25mm	285,700円																
40mm	857,100円																
50mm	1,485,700円																
75mm以上のものについては、管理者が別に定める。																	
備考																	
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日														

ID: 224

担当部署: 上下水道課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町水道事業分担金徴収条例 第4条(井手町多賀地区簡易水道事業分担金徴収条例第2条において準用する場合を含む。)		
例 規 番 号	昭和63年条例第23号		
【基準】 第4条の規定による。 (過料) 第4条 町水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、詐欺その他不正の行為により、この条例に定める分担金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科すことができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 228

担当部署: 上下水道課

処分の概要	指定給水装置工事事業者の登録手数料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町水道事業給水条例 第12条第2項(井手町多賀地区簡易水道事業給水条例第3条において準用する場合を含む。)		
例 規 番 号	昭和63年条例第24号		
【基準】 第12条第2項の規定による。 (指定給水装置工事事業者) 第12条 指定を受けようとする給水装置工事事業者は、管理者に指定の申請をすることができる。 2 前項に規定する指定給水装置工事事業者の登録については、手数料を徴収する。 3 指定給水装置工事事業者に関する事項については、管理者が別に定める。			
備考			
設 定 年 月 日 令和3年3月31日 最終変更年月日 年 月 日			

ID: 229

担当部署: 上下水道課

処分の概要	工事の費用の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町水道事業給水条例 第13条 (井手町多賀地区簡易水道事業給水条例第3条において準用する場合を含む。)		
例 規 番 号	昭和63年条例第24号		
【基準】 第13条の規定による。 (工事の費用負担) 第13条 工事の費用は、給水申込者の負担とする。ただし、管理者が、特に必要があると認めたものについて、町においてその費用を負担することができる。 2 その他管理者が必要と認めたものは、管理者の定めるところにより、これを徴収する。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 230
担当部署: 上下水道課

処分の概要	料金の徴収							
例 規 名 根 拠 条 項	井手町水道事業給水条例 第24条第1項(井手町多賀地区簡易水道事業給水条例第3条において準用する場合を含む。)							
例 規 番 号	昭和63年条例第24号							
【基準】 第24条及び第25条の規定による。 (料金の支払義務) 第24条 水道料金(以下「料金」という。)は、給水装置の使用者等から徴収する。 2 共用給水装置の料金は、各使用者が連帯して、その納付義務を負担するものとする。 (料金) 第25条 料金は、次の区分により算定した合計額に消費税等相当額を加算した額とする。								
種類	口径	基本料金 (1か月)		超過料金(1m ³ につき)				
		水量	金額	4m ³ から 5m ³ まで	6m ³ から 10m ³ まで	11m ³ から 20m ³ まで	21m ³ から 30m ³ まで	31m ³ 以上
専用 及び 共用 給水 装置	13mm	3m ³ まで	494円	73円	116円	131円	175円	189円
	20mm		505円					
	25mm		730円					
	40mm		1,012円					
	50mm		2,760円					
	75mm		10,761円					
	100mm		119,347円					
備考								
設 定 年 月 日	令和3年3月31日		最終変更年月日	年 月 日				

ID: 231

担当部署: 上下水道課

処分の概要	メーターの使用料の徴収																		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町水道事業給水条例 第26条 (井手町多賀地区簡易水道事業給水条例第3条において準用する場合を含む。)																		
例 規 番 号	昭和63年条例第24号																		
【基準】 第26条の規定による。 (メーターの使用料) 第26条 メーターの使用料は、次の区分により算定した合計額に消費税等相当額を加算した額とする。 <table><thead><tr><th>口径区分</th><th>使用料(1か月)</th></tr></thead><tbody><tr><td>13mm</td><td>76円</td></tr><tr><td>20mm</td><td>123円</td></tr><tr><td>25mm</td><td>142円</td></tr><tr><td>40mm</td><td>800円</td></tr><tr><td>50mm</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>75mm</td><td>2,300円</td></tr><tr><td>100mm</td><td>2,700円</td></tr></tbody></table>				口径区分	使用料(1か月)	13mm	76円	20mm	123円	25mm	142円	40mm	800円	50mm	2,000円	75mm	2,300円	100mm	2,700円
口径区分	使用料(1か月)																		
13mm	76円																		
20mm	123円																		
25mm	142円																		
40mm	800円																		
50mm	2,000円																		
75mm	2,300円																		
100mm	2,700円																		
備考																			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日																

ID: 232

担当部署: 上下水道課

処分の概要	手数料の徴収										
例 規 名 根 拠 条 項	井手町水道事業給水条例 第34条(井手町多賀地区簡易水道事業給水条例第3条において準用する場合を含む。)										
例 規 番 号	昭和63年条例第24号										
【基準】 第34条の規定による。 (手数料) 第34条 手数料は、次の各号の区分により申込者から申込の際これを徴収する。ただし、第1号、第3号及び第4号に掲げる手数料については、消費税等相当額を加算した額を徴収する。 (1) 設計審査手数料 1件につき <table><tr><td>新築及び全面改造</td><td>その他</td></tr><tr><td>1,428円</td><td>952円</td></tr></table> (2) 給水装置竣工検査手数料 1件につき <table><tr><td>新築及び全面改造</td><td>その他</td></tr><tr><td>3,000円</td><td>1,500円</td></tr></table> (3) 開栓手数料 1回につき 1,142円 (4) 公共機関等に申請、協議を必要とする場合 道路掘削(国道の場合) 1件につき 4,761円 道路掘削(府道の場合) 1件につき 2,857円 その他協議をするとき 1件につき 1,904円 (5) 各種証明手数料 1件につき 200円 (6) 督促手数料 1件につき 100円 (7) 指定給水装置工事事業者登録手数料 1件につき 15,000円				新築及び全面改造	その他	1,428円	952円	新築及び全面改造	その他	3,000円	1,500円
新築及び全面改造	その他										
1,428円	952円										
新築及び全面改造	その他										
3,000円	1,500円										
備考											
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日								

ID: 234

担当部署: 上下水道課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町水道事業給水条例 第41条(井手町多賀地区簡易水道事業給水条例第3条において準用する場合を含む。)		
例 規 番 号	昭和63年条例第24号		
【基準】 第41条の規定による。 (料金を免れた者に対する過料) 第41条 管理者は、詐欺その他不正の行為によって料金又は手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科することができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 235

担当部署: 上下水道課

処分の概要	指定の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町指定給水装置工事事業者規程 第10条		
例 規 番 号	平成10年規程第1号		
【基準】 第10条の規定による。 (指定の取消し) 第10条 管理者は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の指定を取消することができる。 (1) 不正の手段により第4条第1項の指定を受けたとき (2) 第5条各号に適合しなくなったとき (3) 第9条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき (4) 第14条各項に違反したとき (5) 第15条に規定する給水装置工事業の事業の運営に関する基準に従った適正な工事業の運営をすることができないと認められるとき (6) 第18条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき (7) 第19条の規定による管理者の求めに対し正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき (8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 236

担当部署: 上下水道課

処分の概要	指定の停止		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町指定給水装置工事事業者規程 第11条		
例 規 番 号	平成10年規程第1号		
【基準】 第11条の規定による。 (指定の停止) 第11条 前条第1項各号に該当する場合において、指定工事業者に斟酌すべき特段の事情があるときは、管理者は、指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 239

担当部署: 上下水道課

処分の概要	分担金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	簡易水道工事分担金徴収条例 第3条		
例 規 番 号	昭和43年条例第18号		
【基準】 第3条及び第4条の規定による。 （納付義務者の範囲） 第3条 分担金は、給水区域内に放て給水を希望するものから徴収する。 （分担金の額） 第4条 前条に規定する者から徴収する分担金の額は、事業区域内該当者に均等の額とし、その額は町長が定める。但し、普通世帯以外の大口又は特別世帯については、この限りでない。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 248

担当部署: 議会事務局

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町議会の個人情報の保護に関する条例 第57条		
例 規 番 号	令和5年条例第3号		
【基準】 第57条の規定による。 第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。			
備考			
設 定 年 月 日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 249

担当部署: 総務課

処分の概要	審査会に係る手数料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	井手町個人情報保護審査会条例 第5条		
例 規 番 号	令和5年条例第2号		
【基準】 第5条の規定による。 (審査会に係る手数料) 第5条 審査会に係る行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第3項において読み替えて準用する同法第78条第4項の規定により納付しなければならない手数料については、井手町行政不服審査法施行条例(平成28年井手町条例第1号)第2条に規定する井手町行政不服審査会に係る手数料の例による。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1002

担当部署: 建設課

処分の概要	改修等の命令及び許可の取消し(車両広告に係る事務を除く。)		
例 規 名 根 拠 条 項	京都府屋外広告物条例 第16条第1項		
例 規 番 号	昭和28年 京都府条例第30号		
【基準】 第16条の規定による。 (違反に対する措置) 第16条 広告物又は掲出物件が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、責任者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、若しくは5日以上を期限を定め、改修、移転、除却等の措置を命じ、又は許可を取り消すことができる。 (1) 良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に危害を及ぼすおそれがあると認められるに至ったとき。 (2) この条例若しくはこれに基づく規則又はこれらに基づいてなされた処分に違反したとき。 (3) 許可に付した条件に違反したとき。 (4) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けたとき。 2 法第7条第2項の規定により掲出物件を除却しようとするときは、知事は、少なくとも5日以上の期限を定めて同項ただし書に規定する公告をしなければならない。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1004

担当部署: 産業環境課

処分の概要	勧告に係る命令		
例 規 名 根 拠 条 項	京都府環境を守り育てる条例 第47条第4項		
例 規 番 号	平成7年 京都府条例第33号		
【基準】 第47条第4項の規定による。 (改善命令等) 第47条 知事は、特定工場の設置者が、当該特定工場において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、施設の構造若しくは配置若しくは公害防止の方法の改善又は施設の使用の停止を命じることができる。 (1) 規制基準を超えてばい煙、粉じん又は汚水を排出し、発生させ、又は飛散させているとき。 (2) 第35条第1項の規定に違反して汚水を地下に浸透させているとき。 2 知事は、特定施設(騒音、振動又は悪臭に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。)を有する工場又は事業場の設置者が、当該工場又は事業場において、前項第1号又は第2号に掲げる事項に該当すると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該特定施設の構造、配置若しくは使用の方法若しくは公害防止の方法の改善又は当該特定施設の使用の停止を命じることができる。 3 前2項の規定は、第37条又は第40条第1項の規定による届出をした者については、当該工場が特定工場となり、又は当該施設が特定施設となった日から6月間は、適用しない。ただし、その者が第38条又は第41条第1項の規定による変更の届出をした場合において、当該届出が受理された日から60日(第43条第2項の規定により期間の短縮をしたときは、その期間)を経過したときは、この限りでない。 4 知事は、第42条第2項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設(騒音、振動又は悪臭に係るものに限る。次項において同じ。)を設置しているとき又は前条第1項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命じることができる。 5 前項の規定は、第40条第2項の規定による届出をした者については、当該施設が特定施設となった日から3年間は、適用しない。ただし、その者が第41条第2項の規定による変更の届出をした場合において、当該届出が受理された日から30日を経過したときは、この限りでない。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1005

担当部署: 産業環境課

処分の概要	勧告に係る命令(第56条第2項の規定に違反する者に対するものを除く。)		
例 規 名 根 拠 条 項	京都府環境を守り育てる条例 第60条第2項		
例 規 番 号	平成7年 京都府条例第33号		
【基準】 第60条第2項の規定による。 (停止命令等) 第60条 知事は、第56条、第57条第1項若しくは第2項又は第58条第1項の規定に違反する者に対し、行為の停止、施設の改善、営業時間の変更その他の必要な措置を講じるべきことを勧告することができる。 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その勧告に従うべきことを命じることができる。 3 前項の規定にかかわらず、知事は、緊急の必要があると認めるときは、第1項の措置を講じるべきことを命じることができる。			
備考			
設 定 年 月 日 令和3年4月1日 最終変更年月日 年 月 日			

ID: 1006

担当部署: 産業環境課

処分の概要	措置命令(第56条第2項の規定に違反する者に対するものを除く。)		
例 規 名 根 拠 条 項	京都府環境を守り育てる条例 第60条第3項		
例 規 番 号	平成7年 京都府条例第33号		
【基準】 第60条第3項の規定による。 (停止命令等) 第60条 知事は、第56条、第57条第1項若しくは第2項又は第58条第1項の規定に違反する者に対し、行為の停止、施設の改善、営業時間の変更その他の必要な措置を講じるべきことを勧告することができる。 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その勧告に従うべきことを命じることができる。 3 前項の規定にかかわらず、知事は、緊急の必要があると認めるときは、第1項の措置を講じるべきことを命じることができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1008

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	現状変更等の停止命令及び許可の取消し(当該許可に係るものに限る。)		
例 規 名 根 拠 条 項	京都府文化財保護条例 第49条第3項において準用する第21条第4項		
例 規 番 号	昭和56年京都府条例第27号		
【基準】 準用する第21条第4項の規定による。 (現状変更等の制限) 第21条 府指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微である場合は、この限りでない。 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。 3 教育委員会は、第1項の許可をする場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。 4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。 5 府は、第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、その通常生ずべき損失を補償する。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日